

平成 29 年

第 1 回臨時輪之内町議会議録

平成 29 年 5 月 17 日 開会
平成 29 年 5 月 17 日 閉会

輪之内町議会

第1回臨時輪之内町議会会議録目次

5月17日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長辞職の件	4
議長選挙	4
副議長辞職の件	7
副議長選挙	7
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	9
安八郡広域連合議員の選挙	10
大藪小学校大規模改修工事特別委員会の設置について	11
議案上程	12
町長提案説明	12
議第20号（提案説明・質疑・討論・採決）	14
議第21号（提案説明・質疑・討論・採決）	18
議第22号（提案説明・質疑・討論・採決）	24
議第23号（提案説明・質疑・討論・採決）	26
議第24号（提案説明・質疑・討論・採決）	28
議案上程	30
町長提案説明	30
議第25号（提案説明・質疑・討論・採決）	30
閉会	32
会議録署名議員	33

平成29年 5 月17日開会 第1回臨時輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成29年 5 月17日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第7 大藪小学校大規模改修工事特別委員会の設置について
- 日程第8 議案上程
- 日程第9 町長提案説明
- 日程第10 議第20号 専決処分の承認について
輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第21号 専決処分の承認について
輪之内町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第22号 専決処分の承認について
輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第23号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第24号 大藪小学校大規模改修工事請負契約の締結について

（追加日程）

- 日程第1 議長辞職の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長辞職の件
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 議案上程
- 日程第6 町長提案説明
- 日程第7 議第25号 輪之内町監査委員の選任について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第14までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第7までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 住民課長	高橋博美	調整監 (産業・建設)兼 経営戦略課長	荒川浩
産業課長	中島智	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	福祉課長	菱田靖雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中久晴	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時26分 開会)

○議長（小寺 強君）

輪之内町議会臨時会を開かせていただきます。

ただいまの出席人数は8名です。全員出席でありますから、平成29年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので、開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により議長において、7番 北島登君、9番 森島正司君を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成28年度2月分及び3月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前9時27分 休憩)

(午前9時28分 再開)

○副議長（森島光明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 小寺強君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島光明君)

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

○副議長(森島光明君)

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって小寺強君の退場を求めます。

(議長 小寺強君退場)

○副議長(森島光明君)

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(田中久晴君)

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出
ます。平成29年5月17日、輪之内町議会議長 小寺強。輪之内町議会副議長様。

○副議長(森島光明君)

お諮りします。

小寺強君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島光明君)

異議なしと認めます。

したがって、小寺強君の議長の辞職を許可することに決定しました。

小寺強君の入場を求めます。

(5番 小寺強君入場)

○副議長(森島光明君)

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島光明君)

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

○副議長(森島光明君)

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」の声あり)

○副議長（森島光明君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票にすることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（森島光明君）

ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、古田東一君、高橋愛子君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長（森島光明君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長（森島光明君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長（森島光明君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票を願います。

2番 古田東一君、4番 高橋愛子君、5番 小寺強君、6番 田中政治君、7番 北島登君、8番 森島光明、9番 森島正司君。

(投票)

○副議長（森島光明君）

投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長（森島光明君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

上野賢二君、古田東一君、高橋愛子君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長（森島光明君）

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票7票、無効投票1票です。

有効投票のうち、田中政治君6票、森島正司君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1.75票です。

したがって、田中政治君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（森島光明君）

ただいま議長に当選されました田中政治君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

田中政治君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

田中政治君。

○6番（田中政治君）

一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

先ほどは議長選挙におきまして、皆様に大変お世話になりました。議長にさせていただくことになりました。これから輪之内町・イズ・ファースト・ベスト・オール、これは私の勝手の英語なんです、輪之内町が全てにおいて一番になれるように、議会の皆さんと、また執行部の皆さんと力を合わせて頑張らせていただきたいと思います。

どうも、今日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（森島光明君）

田中政治議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

(午前9時43分 休憩)

(午前9時44分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 森島光明君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって森島光明君の退場を求めます。

（副議長 森島光明君退場）

○議長（田中政治君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（田中久晴君）

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。平成29年5月17日、輪之内町議会副議長 森島光明。輪之内町議会議長様。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

森島光明君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、森島光明君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森島光明君の入場を求めます。

（8番 森島光明君入場）

○議長（田中政治君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

○議長（田中政治君）

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」の声あり)

○議長（田中政治君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。
議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に北島登君、森島光明君、森島正司君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長（田中政治君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（田中政治君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票願います。

2番 古田東一君、4番 高橋愛子君、5番 小寺強君、6番 田中政治、7番 北島登君、8番 森島光明君、9番 森島正司君。

(投票)

○議長（田中政治君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

北島登君、森島光明君、森島正司君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（田中政治君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票、有効投票 8 票。

有効投票のうち、高橋愛子君 7 票、森島正司君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2.00 票です。

したがって、高橋愛子君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（田中政治君）

ただいま副議長に当選されました高橋愛子君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

高橋愛子君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

高橋愛子君。

○4 番（高橋愛子君）

このたび議員の皆様方の御支援をいただきまして副議長の要職につかせていただくことになり、誠にありがとうございました。同時に、その責任の重大さを痛感するものがあります。議長をサポートし、副議長の名を汚さぬよう、精いっぱい努力していきたいと思っております。

議員の皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（田中政治君）

日程第 4 から日程第 6 までを一括議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 53 分 休憩)

(午前 10 時 56 分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第 4、常任委員会委員の選任及び日程第 5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって議長が指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名します。

総務産業建設常任委員会委員には、上野賢二君、古田東一君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名いたします。

文教厚生常任委員会委員には、上野賢二君、古田東一君、高橋愛子君、小寺強君、田中政治、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名いたします。

議会運営委員会委員には、森島正司君、北島登君、森島光明君、小寺強君を指名したいと思います。

お諮りをします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定をいたしました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

(午前10時58分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○議長(田中政治君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長 上野賢二君、副委員長 小寺強君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 小寺強君、副委員長 森島正司君です。

議会運営委員会は、委員長 森島正司君、副委員長 北島登君です。

○議長(田中政治君)

日程第6、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

議員の選挙の方法については、議長の指名にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

安八郡広域連合議員には、田中政治、高橋愛子君、小寺強君を指名いたします。

○議長(田中政治君)

日程第7、大藪小学校大規模改修工事について、8名の委員で構成する大藪小学校大規模改修工事特別委員会を設置し、これに付託をして調査することにしたと思います。

なお、本委員会は、議会の閉会中でも調査・研究できるものとし、議会が本調査の終了を議決するまで継続して行うものとする。以上でございます。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第7については、質疑・討論とも省略をし、直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、日程第7、大藪小学校大規模改修工事特別委員会の設置については、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りします。

大藪小学校大規模改修工事特別委員会の設置については、8名の委員で構成する大藪小学校大規模改修工事特別委員会を設置し、これに付託をして調査することについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、大藪小学校大規模改修工事については、8名の委員で構成する大藪小学校大規模改修工事特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時03分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました大藪小学校大規模改修工事特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、大藪小学校大規模改修工事特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより大藪小学校大規模改修工事特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時04分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大藪小学校大規模改修工事特別委員会の委員長及び副委員長の報告をいたします。委員長には北島登君、副委員長には古田東一君です。

○議長（田中政治君）

日程第8、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第9、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

青葉が目にまぶしいこのごろ、議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

平成29年度もスタートしてから1カ月半が経過をしております。ゴールデンウィークも済みまして、3月議会で御承認をいただいた予算に基づいて本格的に事業のスピード

アップを図り、町民の皆さんの安全・安心のために尽力をしております。

さて、安全・安心に係る最近の動向であります。去る5月9日に西南濃町村会を構成する養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町及び安八町の6町で西南濃町村会地域災害時相互応援協定というのを締結いたしました。災害の際には自助・共助が重要であると機会を捉えて申し上げているところでございますけれども、この応援協定は、いわば自治体間の共助というべきものであります。

災害が発生すれば、各町は、町民の生命・財産を守るために全力を尽くすことは当然のことではありますが、災害の種類や規模によっては、その対応に限界が見えてくる可能性もあります。こういった場合に備えて、日ごろから町村会を通じて交流や情報交換を行っている6町が相互に応援することをあらかじめ協定の締結をもって確認をしておくということは、非常に意義のあることと認識をしております。

さて、先ほどは議長を初め議会の構成も行われ、その体制も確立されました。今後におきましても、議会と執行部との連携を図りながら住民のための行政を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日提出させていただきます議案の提案理由について、順次御説明を申し上げます。提出議案は、専決処分関係3件、条例が1件及び契約案件が1件の計5件でございます。

議第20号の専決処分の承認につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により補償基礎額を改正する必要性が生じたため、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議第21号の専決処分の承認につきましては、地方税法が改正されたことに伴い、輪之内町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議第22号の専決処分の承認につきましては、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の見直しにより、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議第23号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の改正による養子縁組里親の法定化に伴い、人事院規則が改正されたことにより条例の一部改正を行うものであります。

次に、契約の締結関係でございます。

議第24号となります。

大藪小学校大規模改修工事請負契約の締結につきましては、仁木小学校の大規模改修に引き続き、大藪小学校の大規模改修を行うため、一般競争入札を行い、仮契約を締結した工事請負契約について、地方自治法第96条及び町条例の規定により契約を締結すべ

く、議会の議決を得ようとするものであります。

以上をもちまして提案の説明を終わります。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第20号 専決処分の承認について、輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案集の1ページをごらんいただきたいと存じます。

議第20号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成29年3月29日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成29年5月17日提出、輪之内町長でございます。

2ページに専決処分書の写しがつけてございます。それから3ページには、一部を改正する条例がつけてございます。御説明のほうは、新旧対照表をもちまして御説明をさせていただきますと思いますので、新旧対照表は1ページでございます。

今回の条例改正につきましては、先ほど町長の提案説明にもございましたとおり、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、こちらのほうの一部改正が行われまして、この4月1日から施行されているところでございます。

政令におきましては、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象については、国の一般職の職員の給与に関する法律で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められているところでございます。

この一般職の職員の給与に関する法律は、平成28年の11月に改正をされまして、平成29年度から扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなり、これによって政令の改正が必要になったということで、政令を改正したということでございます。

町の条例におきましては、政令に沿ってその補償基礎額を定めておりますので、このたび条例改正が必要になったということと、政令の施行が29年4月1日からということでございましたので、特に消防団員という任務を考えれば、いつ事故等が起こるかわからないということがございましたので、専決処分をさせていただいたということでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明をいたします。

まず、第5条の第2項でございますけれども、こちらのほうは字句の訂正ということにしてございます。

それから2ページの第5条の第3項でございますけれども、こちらのほうにつきましては字句の訂正と、扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額を改正しております。

それで、第1号におきましては、加算額を「433円」から「333円」に改めております。

第2号の扶養親族につきましては、1人当たりの加算額を22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子につきましては、「217円」から「267円」に改正をしております。なお、配偶者がいない場合につきましては、「367円」を「333円」に改正をしております。

それから第3号のものでございますけれども、こちらは22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫でございます。それと、第4号、満60歳以上の父母及び祖父母、それから第5号、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、それから第6号、重度心身障がい者の、これは、1人当たりの加算額につきましては217円ということで改正はございませんけれども、配偶者がいない場合の加算額、ただし扶養親族1人に限るものでございますが、こちらのほう「367円」を配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額「300円」に改正するという内容でございます。

それから第5条の第4項につきましては、字句の訂正ということにしております。

以上で議第20号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは専決で行われたわけですがけれども、専決には4つの条件があるわけですがけれども、これはどうしても専決しなければならなかったのかどうかということ。それと、この改正によって補償が少なくなるんではないかというふうに思うわけですがけれども、この補償が少なくなるというものに対して専決でやるということはいかがなものかと。普通、不利益になるものはさかのぼってやることはできないということであって、結局、不利益になるから専決でやったということになるのかどうか。本来ならじっくりと議論して決めるべきではないかというふうに思うわけですが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政治君）

危機管理課長。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

先ほど議案の説明の中でも申し上げましたが、町の消防団員等公務災害補償条例の補償額等につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、これをもとに、その額と同様の額を条例のほうでこれまで定めております。したがって、政令が改正されたのであれば、それにあわせて条例のほうも改正する必要があるということでございます。

それで、なぜ専決で処分したのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、消防団員は、いつ事故等に遭うかわからないということがございまして、この政令改正が平成29年の3月29日に行われまして、同年の4月1日から適用ということでございます。したがって、3月29日でございますので、議会を開催していただくこともない、4月1日に、もしかしたら消防団員の方が事故に遭う可能性もあるということで専決処分の必要があったので専決処分をしたということでございます。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この政令の改正によって補償の額が少なくなるわけですね。少なくなることを確実に少なくするために、専決でやったというふうに理解してもよろしいですか。

○議長（田中政治君）

危機管理課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

先ほども申し上げましたとおり、町の条例は国の政令と同じ額で定めておりますので、国の政令のほうの改正にあわせて町の条例の改正をしたということでございますので、ただいま森島議員さんのおっしゃった考え方とは少し違うかなというふうに思います。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

少なくなるかどうかということを知っているんですよ。だから、違うなら違うと言ってもらえばいいわけだし、この補償が今よりも少なくなるということはない、補償は今よりも上がるということですか、これは。どういうふうに、じゃあ、災害に対する補償はどのようにふえるんですか。その金額を教えてください。

○議長（田中政治君）

危機管理課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

金額につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。その該

当する扶養者については、ふえるものもありますし、逆に減るものもございます。といいますのは、先ほども申し上げましたように、この非常勤消防団員の損害補償に係る政令は、国の国家公務員の扶養手当の額を考慮して決めておるということでございます。扶養手当の額につきましては、28年の11月に、国家公務員の場合ですが、町の職員も同様に条例改正はしておりますけれども、基本的に配偶者の方の扶養手当は減額、それから子供の扶養手当は増額というふうになってございます。それによりまして、先ほど申し上げましたが、配偶者の補償の加算額につきましては減ります。それから子供さんの補償の加算額についてはふえるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第20号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

何か、この専決処分でやるというのは、本来は町民にとってプラスになるようなことは少しでも早くやるべきだということですが、政令が変わったからといって条例を変えない限り、これは実行できないわけです。政令が変わるのが遅いわけですから、だから次の議会から、この議会で議決を求めてやるのが本来のあり方だろうと。決して慌てて専決処分でやる必要はないと。部分的にふえるところ、減るところがあると言われるけれども、全体として見ると、この条例を見る限りでは、細かく精査しているわけではありませんけれども、マイナスのほうが大きいように思いました。その辺のところの明確な答弁は、今、この部分はふえてこの部分は減るということを言われましたけれども、トータルとして、じゃあその災害を受けた場合、被災した場合の補償が全体として多くなるのか、少なくなるのか。これを見ると、全体としては少なくなるというふうには私は思っております。

したがって、このようなことを専決でやる必要はないということで、これは議会軽視ではないかというふうに思うわけでありまして。したがって、これは反対であります。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決いたします。

お諮りします。

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立6名）

○議長（田中政治君）

ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第21号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

それでは、御説明させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。

議第21号 専決処分の承認について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成29年5月17日提出、輪之内町長。

それでは、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主なものにつきましては、固定資産税の特例措置の適用拡大、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限の延長及び法律改正等による条項の項ずれ等の字句の改正でございます。

それでは、新旧対照表で主な改正部分につきまして御説明させていただきます。

お手元の新旧対照表の4ページをお開きください。

第26条、所得割の課税標準について御説明いたします。

このことにつきましては、地方税法の改正に伴うもので、特定配当等申告書及び特定株式譲渡所得金額の申告書について、それぞれ提出された申告書に記載された事項等を

勘案して課税方式を決定することができることを明確化するものでございます。

次に、6ページをお開きください。

第32条の6、法人の町民税の申告納付について、それから次の9ページの下から11ページですが、第32条の8、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続、こちらの2つの条例につきましては、上位法の改正に伴う延滞金の計算の基礎となる期間の整備と字句の改正でございます。

続いては、固定資産税に係る災害関連の改正でございます。

東日本大震災に続き熊本の震災が発生し、そういった災害が起きるたびに規定を設定するのではなく、常設化しようとするものでございます。こちらに関する改正が3つございますので、順次御説明させていただきます。

まず1つ目は、11ページの下の方からでございます。

第40条の2、固定資産税の課税標準につきまして、こちらは法規定の新設がございまして、震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産を取得した場合、その固定資産税の課税標準の特例について追加を行うもので、初年度から4年度分の固定資産税の課税標準額の価格を2分の1とする特例でございます。

次に13ページ、こちら2つ目でございます。

第42条の6の2、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出についてでございます。これにつきましても上位法による字句の改正、それから災害が起こった際、法に規定する被災市街地復興推進地域、そういった地域に指定された場合、災害発生後4年度分に限り、従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

今申しました被災市街地復興推進地域と申しますのは、災害が起きたときに指定される大きな災害が起こった地域でございまして、東北の宮城県の南三陸町とか熊本県の益城町などが指定されております。

続いて、3つ目のほうですが、15ページをお願いします。

第55条の2、被災住宅用地の申告。こちらにつきましても被災市街地復興推進地域に指定された場合に被災住宅用地に係る用地を住宅用地とみなす期間を、災害発生後、2年度分であったものを4年度分に特例の適用を拡大する規定でございます。例えば震災後、住宅が倒壊して更地になってしまった場合、住宅用地としての軽減が外れ、いきなり小規模の6倍とか一般住宅の3倍というふうになってしまうため、そういう地域にあっては期間を2年から4年分とする適用の拡大をするものでございます。

以上が災害に関するものでございます。

続きまして、上位法で保育に係る受け皿整備の促進のための税制措置における改正がございました。これに関係いたします条例について御説明いたします。

2つございます。1つ目は、12ページをごらんください。

ちょっと戻っていただきまして、第40条の3、法第349条の3第28項等の条例で定める割合についてでございます。

今回、法改正にあわせて新設するもので、地方税法第349条の3においてわがまち特例の割合を定める規定でございます。企業の主導型保育事業等における特例の適用を拡大するための創設でございます。

第1項は家庭的保育事業、第2項は居宅訪問型保育事業、第3項は事業所内保育事業で、それぞれ児童福祉法に基づき事業認可を得た者が事業の用に供する固定資産税について、こちらは家屋及び償却資産ですが、課税標準の価格の割合を2分の1とするものでございます。

もう一つは、ページを飛びますけれども、17ページをお願いします。

附則の第9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましても、わがまち特例の割合の規定でございます。

めくっていただいて、次の第5項から第10項までは条項のずれによる改正です。

また、第11項を削除し、新たに第11項として、特定事業所内保育施設を設置した場合に係る償却資産の課税標準額の減額に対する規定を追加するものでございます。こちらも2分の1とするものでございます。

以上が企業の保育事業に係る固定資産税の減額についての改正でございます。

続きまして、ページが前後しますけれども、16ページをごらんください。

附則の第4条の5、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について、こちらにも上位法の改正に伴う改正でございます。個人町民税における控除対象配偶者の定義の変更に伴う整備で、「同一生計配偶者」とするものでございます。

続いて17ページをごらんください。

第7条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてでございます。

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例については、適用期限を昭和57年度から平成30年度まででございましたものを平成33年度までということで、3年間の延長をするものでございます。

続きまして、18ページの終わりから23ページまででございます。

第9条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告。こちらにつきましても、上位法による条項のずれによる改正及び耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額規定がなされ、その申告書について規定するものでございます。

続いて26ページをお願いします。

第15条、軽自動車税の税率の特例について御説明いたします。

こちらは軽自動車のグリーン化特例について、燃費基準を見直した上で適用期限を平

成29年度から平成31年度までの2年間延長するものでございます。環境性能のすぐれた車両の普及促進等、環境対策の一層の推進を図るための改正でございます。

続いて28ページをごらんください。

第15条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例について。こちらも上位法の改正にあわせ軽自動車税の減免対象車両の取り扱いによる特例について規定するもので、減免車両対象に該当するかどうかの判断について規定するものでございます。

続いて30ページをごらんください。

第16条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合、町民税の課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。こちらも法律改正にあわせた改正でございます。

続いて35ページをお願いいたします。

こちらは平成26年輪之内町条例第10号の制定附則の改正でありまして、上位法の改正に伴い、附則第6条の改正分を消費税率変更時の軽自動車税の種別割規定にあわせた改正でございます。

続いて37ページをごらんください。

こちらにつきましても、平成28年輪之内町条例第19号の制定附則の改正でございます。第1条の2は上位法に基づくもの、第2条及び附則につきましても、先ほどの附則第6条の改正に伴う規定の整備でございます。

それでは、議案書のほうに戻っていただいて、13ページをお願いいたします。

附則でございます。

附則第1条、施行期日について御説明いたします。

第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第6条の規定については公布の日から、また附則第4条の5第1項及び次条第2項の規定については平成31年1月1日、附則第5項の規定については平成31年10月1日から施行するということでございます。第2条からは、各税目に関する経過措置の取り決め、それから第5条、第6条は、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、最後に慎重なる審議をお願いいたしますというふうなお言葉がありましたけれど

も、なかなかこれは慎重なる審議をしようと思うととてもじゃないけれども、今のお話を聞いておるだけでは理解することができないというふうに私は思います。

幾つかわからないところがいっぱいあるわけですが、簡単なところをちょっとお伺いしますけれども、40条の3で、児童福祉法の家庭的保育とか居宅訪問型保育とか、あるいはこの事業所内保育に対する税率が2分の1にするというようなことのように思いますが、これはもともと地方税法のほうに2分の1というのは載っておるわけですね。それを改めて、なぜこの輪之内町の条例の中に書かなきゃいけないのか。今までもこの保育事業というのは、実際の対象の事業者はいないのかもしれませんが、事業としてはやることになっておるわけであって、今までは、じゃあどうだったのか。今回、これは4月1日から施行するということですが、それ以前はどうなっていたのか。以前は2分の1ではなかったのかどうか。何も変化はないんじゃないかと思うんですが、これをわざわざ専決処分でやらないかんのかどうかということをやっと疑問に思ったので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それと、今説明の中で、わがまち特例というようなお話がありましたけれども、このわがまち特例なんて今日初めて聞いたんですが、どういう制度なのか。だから、そういったことを我々何も知らないままに条例を専決処分されてしまっている。本来であるならば、そういったことをもっとうるところをこういうふうにするべきではないかと。もしわがまち特例と言われるなら議会に諮ってなすべきではないかというふうに思うわけですが、その辺のところ、一体、このわがまち特例というのはどういうもので、町民にとってどういうメリットがあるのか。この条例改正によって、そのわがまち特例が具体的にどのようになってくるのかというようなことを示していただきたいというふうに思います。

○議長（田中政治君）

税務課長 伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

先ほどの40条の3のわがまち特例に関する御質問かと思えます。森島議員のおっしゃられるわがまち特例と申しますのは、いわゆる町の課税標準について、町の現場において一定の幅をもって決めることができるという特例でございます。国が定める参酌基準によりまして、今回、2分の1というふうに定めることで検討してまいりました。国では2分の1というふうに現行でやっておるわけですが、参酌基準の国の割合が決まっておりますが、町のほうでその現場においてきちんと条例で定めてくださいということで、その条例で定める必要がありましたので、今回上げさせていただいております。

それで、企業が保育事業において、その事業所内で保育をしたりということは、全国の、今、待機児童数が平成28年4月1日時点では2万3,553人となっております。これ

を受けまして、保育の受け皿整備のために創設されたものでございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それから、この施行期日が、今、最後にこの説明がありましたけれども、この条例は29年4月1日から施行すると。ただし、この附則4条の5、あるいは附則の5条の規定については31年からだと。ということであれば、31年というものは専決する必要は全くないんじゃないですか。何のためにこんな先のことを専決したのか。やはり今言ったように、町民にとってどういうふうな条例改正が影響になるのかといったことを皆さんに知ってもらうためにも十分な議論の上にやるべきであって、安易な専決処分というのは、これは地方自治法違反ではないかというふうに思うわけですが、町長の考え方をお聞かせ願います。

○議長（田中政治君）

町長。

○町長（木野隆之君）

そもそも専決処分に対する考え方が違いますのであれですが、基本的に、毎年度の地方税法の改正のときには将来の負担も考慮しながら、例えば今の話ですと、施行期日が後ろにずれているものも含めて全体としての地方税法の改正の内容になっているわけですから、それはその部分、例えば31年までやっているから31年まで議論すりゃいいんじゃないかと、そういう話では私はありません。そう思ってはおりません。それらも含めて今回の地方税法の改正ですから、したがって、基本的に住民に新たな賦課を課せられるものについては、やはり、先ほど森島議員御自身がおっしゃっておられますように、負担を強いるものについては専決処分であっても、それは当然、その全体の期日に間に合うようにやらないといけないという、そういうことだと思っています。

それと、もう一つ、別に申しますと、地方税法の一般的な規定については、これは全国共通の話でありますので、この部分について、うちが専決処分しないことによって、例えばいろんなところでの住民の移動等があったときに、それぞれの団体で、本来一緒であるべき税制の適用が変わってしまう可能性があります。そういう意味では、きちっと時期を合わせてやるべき部分があるということだけは申し上げておきたいと思います。もう何でも専決処分が議会の軽視につながると、そんな話では私は決してないと思っています。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第21号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の条例改正におきましても、もう既にこの地方税法の中に書かれていることが改めて書かれておったり、あるいは先のことがもう専決されておるといようなことでもあります。本来、もっと我々議員のほうも真剣に町の行政についてもかかわっていかねばならないというときに、今のわがまち特例というようなものなんかも含めて提案されながら、その中身が全くわからないまま税制だけが進められていっているというのは、私は納得いかない。今の執行部の議会軽視のあらわれではないかというふうに私は思いますので、反対であります。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ございませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立6名)

○議長（田中政治君）

ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第12、議第22号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

それでは、御説明させていただきます。

議案書の17ページをお開きください。

議第22号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成29年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成29年5月17日提出、輪之内町長。

それでは、本議案を説明させていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正いたしましたので、議会に報告し、承認を得るものでございます。

その内容につきましては、国民健康保険税の被保険者の負担を配慮し、軽減措置の対象拡大をするための改正でございます。今回改正されますのは、5割軽減、2割軽減に係る判定所得の算定方法についての改正でございます。

それでは、新旧対照表で改正部分につきまして御説明させていただきます。

お手元の新旧対照表の40ページをお開きください。

第23条、国民健康保険税の減額についての規定でございます。

(2)では5割軽減についての規定で、現行では33万円プラス26万5,000円掛ける被保険者数の額を超えない所得の世帯が該当しております。この「26万5,000円」を「27万円」に変更するものであります。

次に、3号は2割軽減についての規定で、現行では33万円プラス48万円掛ける被保険者数の額を超えない所得の世帯が該当しております。この「48万円」を「49万円」に変更するものであります。

議案書の19ページに戻っていただきまして、附則を御説明させていただきます。

附則第1条、施行期日。この条例は、平成29年4月1日から施行するものとし、第2条の適用区分につきましては、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によると定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これについては、5割軽減、7割軽減の世帯についての軽減になるものというふう
に理解しましたがけれども、これによる税収の減少ということまでは計算されてい
ないで
しょうか。どのぐらい税収減になるかどうかというようなことを、わかったら教えて
いた
だきたいと思います。

○議長（田中政治君）

税務課長。

○税務課長兼会計室長（伊藤早苗君）

森島議員のこの軽減による所得の影響ということでございますが、平成29年度につ
き
ましては、現在、平成28年中の所得が確定しておりません。現時点ではちょっとは
か
り
知れませんが、当然、前年と同じであれば影響は少なからず減少となります。た
だ
し、
その軽減分については保険基盤安定制度から補填をされるということになります
の
で、
その部分につきましては影響がないということでございます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第22号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第22号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の
一
部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第13、議第23号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条
例
についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、議第23号につきまして御説明を申し上げます。

議案集では20ページでございます。よろしくお願いいたします。

議第23号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成29年5月17日提出、輪之内町長でございます。

御説明は新旧対照表のほうでさせていただきたいと存じますので、新旧対照表では41ページでございます。ごらんいただければと思います。

今回の条例改正でございますけれども、児童福祉法が改正をされまして、「養子縁組里親」という言葉が法定化をされたところでございます。それと、人事院規則19のゼロという人事院規則がございまして、こちらのほうは職員の育児休業等について定めておる人事院の規則でございますが、これが一部改正をされましたので、それにあわせる形で条例も改正するというところでございます。

それでは新旧対照表を見ていただきますと、第2条の2でございますけれども、こちらのほうで児童福祉法が改正されたことによりまして条例で引用する条項等のずれが生じておりますので、こちらを改めるものと、それから先ほど申し上げましたが、「養子縁組里親」という言葉が法定化されましたので、これまでの表現としては「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」、これが「養子縁組里親」というふうに置きかえたところでございます。

それから第3条、第4条、第11条の改正の関係でございますけれども、第3条につきましては、再度の育児休業がとれる特別の事情を定めるものでございます。それから第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情を定めるもの。それから第11条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情をそれぞれ定めておりますけれども、こちらに、この特別の事情というものに、先ほど申し上げました人事院規則において、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等における理由を希望し、申し込みを行っているが、当面、その実施が行われないというものが追加をされましたので、3条、4条、11条に同様の内容の規定を追加するというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。
これから議第23号の討論を行います。
討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。
これから議第23号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。
したがって、議第23号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第14、議第24号 大藪小学校大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。
教育課長から議案説明を求めます。
中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

では、議第24号について御説明をさせていただきます。
議案書の22ページをお願いいたします。
議第24号 大藪小学校大規模改修工事請負契約の締結について。
地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した大藪小学校大規模改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。平成29年5月17日提出、輪之内町長。
契約の内容であります。工事名は、大藪小学校大規模改修工事でございます。工事場所は、大藪小学校（輪之内町大藪1117番地）。工期につきましては、着工は本契約締結の日、完成は平成30年3月20日、契約金額は2億3,220万円、契約の相手方は、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之でございます。
先ほど、町長の提案説明の中でございましたように、仁木小学校の大規模改修に引き続き大藪小学校の大規模改修を行うものであります。4月21日に開札をし、5月2日に仮契約を締結してございます。このときの開札に当たっての参加は5社でございました。

4月3日、工事の公告を行いまして、4月21日に開札、4月25日に選定委員会にて審査を行い、5月2日仮契約、そして、本日審議をお願いしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは、予定価格に対する入札の率、契約金額、何%でやられていますか。

○議長（田中政治君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

81.7%です。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第24号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第24号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第24号 大藪小学校大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩します。

（午後0時03分 休憩）

(午後0時06分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長から議第25号 輪之内町監査委員の選任についての議案が提出されました。

議第25号 輪之内町監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いを。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

追加日程第5、議案上程。

追加議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

追加日程第6、町長提案説明。

本日の上程追加議案について、町長から提案説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、追加議案についての御説明を申し上げます。

議員から選任した輪之内町監査委員の退職があり、新しく監査委員の選任の必要が生じたので、議案を提出するものでございます。

議第25号 輪之内町監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、新しく監査委員として古田東一氏を選任したいので、議会の同意を求めらるものでございます。

なお、この選任につきましては、議会の意向によるものということをし添えておきます。以上であります。

○議長（田中政治君）

追加日程第7、議第25号 輪之内町監査委員の選任についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、お手元に配付してございます議第25号につきまして説明をさせていただきます。

輪之内町監査委員の選任について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、下記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。平成29年5月17日提出、輪之内町長でございます。

住所におきましては、輪之内町大藪571番地の3、お名前は古田東一さん。生年月日は昭和12年7月22日。任期でございますけれども、本日、議会の御同意をいただければ、平成29年5月17日から議員の任期によるということでございます。以上でございます。

○議長（田中政治君）

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第25号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第25号 輪之内町監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時議会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

平成29年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

（午後0時10分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年5月17日

輪之内町議会 議長 小寺 強

新議長 田中 政治

副議長 森島 光明

署名議員 森島 正司

署名議員 北島 登